

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を図り、新たなパートナーシップを構築するために、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

OIT 技術を活用し取引先 EDI システム構築の支援とともに、サイバーセキュリティ対策への助言や支援を行い、サプライチェーン全体でのデジタル化に努め、取引先の経営課題へ迅速に対応いたします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者との協議の場を定期的に持ち、下請け事業者の適正な利益を含み、下請け事業者における労働条件の改善が可能となるように「明示的な協議」を十分に実施の上、決定いたします。原材料費、エネルギー費、労務費等の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には、十分に協議し適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。また、取引対価の決定時には、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、長期間流動の無い型の保管費用等について下請事業者と協議し、無償保管要請を行わないように配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金化を推進していきます。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や仕様変更を行わないように努め、やむを得ず短納期または追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年3月26日

代表取締役社長

尾方 馨
